

# 札幌市健康スポーツ医協議会会則

## (名称及び事務所)

第 1 条 本会は、札幌市健康スポーツ医協議会と称し、事務所を札幌市医師会内（中央区大通西 19 丁目）に置く。

## (目 的)

第 2 条 本会は、札幌市医師会と協力してスポーツ医学領域における研究の促進と情報交換を図り、スポーツ医学の進歩・普及と市民の健康の維持・増進を目的とした健康スポーツ医活動の発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図るものとする。

## (事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1) 研修会・講演会の開催に関する事項
- 2) スポーツ医学等に関する調査研究
- 3) 関係団体との交流及び提携
- 4) その他、本会の目的達成のために必要な事項

## (会員及び会費)

第 4 条 本会は、札幌市医師会会員でスポーツ医（日本医師会・日本整形外科学会・日本体育協会）である者および 2 条の目的に賛同する者を会員とする。

2. 会費は、年額 3, 0 0 0 円とする。

## (入退会)

第 5 条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書により申し込み、規定の会費を納入する。

2. 本会を、退会しようとする者は、その旨を申し出るものとする。

## (役 員)

第 6 条 本会に下記の役員を置く。

- 1) 会 長            1 名
- 2) 副会長           3 名以内
- 3) 幹 事            若干名
- 4) 監 事            2 名

## (役員の仕事)

第 7 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3. 幹事は会長の定める会務を分担する。

4. 監事は、会務の執行及び会計を監査する。

(役員を選出及び任期)

第 8 条 役員は、総会において会員の中から選出する。

2. 役員の任期は2年とする。ただし、兼任及び再任は妨げない。
3. 役員は、任期満了の後においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行なわなければならない。
4. 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第 9 条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、役員会の議を経て会長がこれを委嘱する。
3. 顧問及び参与の任期は、役員の任期と同じとする。

(総 会)

第 10 条 定時総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、役員会が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2. 総会は、会員の3分の1以上(含委任状)の出席がなければ開会することができない。
3. 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 総会の議長は会長がこれにあたる。

(役員会)

第 11 条 役員会は会長が召集してその議長となる。

2. 役員会は、3分の1以上の役員の出席をもって成立し、その役員の過半数をもって議決する。
3. 会長が必要と認めたときは、役員以外の者に出席を求めることができる。

(委員会)

第 12 条 会長は、特に必要と認めるときは、役員会の議を経て、委員会を設置することができる。

(会 計)

第 13 条 本会の運営経費は、会費・寄附金・その他の収入をもって充てるものとする。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第 14 条 本会則の改正は、総会の議決を経なければならない。

第 15 条 本会則に定めのない事項については、役員会の決定にするところとする。

附則 1. この会則は、平成17年4月22日から施行する。

附則 2. この会則は、令和元年5月13日から施行する。